

(4) 財政上の特例効果

政令指定都市では、大都市の需要に見合うように、地方交付税の算定上、所要の措置がなされるなど財政基盤の充実が図られ、その自主的運用による事業を展開することができるようになります。

【歳入関係】

(税財政上の特例)

項 目	概 要
地方交付税	国・県道の管理、児童相談所運営、区役所設置等の財政需要が算定に反映されます。(増収)
宝くじ発行	公共事業等の財源に充てるため、総務大臣の許可を受けて宝くじを発行することができることとなります。(増収)

(道路特定財源としての特例)

項 目	概 要
地方道路譲与税	地方道路譲与税の 58 / 100 に相当する額が、県及び政令指定都市の管理する国・県道の延長及び面積の割合に応じて按分されます。(増収)
石油ガス譲与税	石油ガス譲与税が、県及び政令指定都市の管理する国・県道の延長及び面積の割合に応じて按分されます。(増収)
軽油引取税交付金	軽油引取税の総額の 9 / 10 に相当する額について政令指定都市が管理する国・県道の面積の割合に応じて按分されます。(増収)
自動車取得税交付金	自動車取得税の 28.5%に相当する額について政令指定都市が管理する国・県道の延長及び面積の割合に応じて按分されます。(増収)
交通安全対策特別交付金	交通反則金等を原資とした交付金総額から各都道府県の基準額を決定し、その額を基に算出した当該政令指定都市の基準額に 3 / 4 を乗じて得た額が配分されます。(増収) 「基準額 = 交通事故発生件数、人口、改良済道路延長により算出した額」